

学則の変更の趣旨等を記載した書類

1. 学則変更（収容定員変更）の内容

熊本大学医学部医学科の平成 20 年度以降の入学定員については、平成 21 年度に「緊急医師確保対策」に基づき平成 29 年度までの期限を付した 5 名の臨時定員増（平成 29 年度に平成 31 年度まで延長）及び「経済財政改革の基本方針 2008」に基づき 5 名の恒久定員増を、また、平成 22 年度に「経済財政改革の基本方針 2009」に基づき平成 31 年度までの期限を付した 5 名の臨時定員増をそれぞれ実施した。

平成 31 年度を期限とする 10 名の入学定員について、令和 3 年度までの期限を付した再度の入学定員増を行い、令和 2 年度の入学定員を再度の定員増を行わなかった場合の 105 名から 110 名に変更する。

これにあわせて、収容定員についても令和 3 年度までの期限を付した臨時の入学定員増を踏まえ、再度の定員増を行わなかった場合の 630 名から 640 名に変更する。

2. 学則変更（収容定員変更）の必要性

熊本県の医療施設に従事する医師数は、人口 10 万人当たり、281.9 人（厚生労働省「平成 28 年医師・歯科医師・薬剤師調査」）で、全国平均 240.1 人を上回っている（資料 1）。

しかしながら、熊本市と熊本市以外の地域を比較すると、熊本市（熊本圏域）では、413.1 人であるのに対して、熊本市以外の地域では、187.8 人となっている。

特に、最も医師数が多い熊本圏域（413.1 人）と最も少ない阿蘇圏域（136.3 人）の格差は、約 3 倍となっており、医師が熊本市に集中している状況であり、地域偏在が顕著である。

さらに、平成 18 年から平成 28 年における人口 10 万人当たりの医師数については、熊本市の 64.9 人増に対し、熊本市以外は 19.0 人の増に留まり、医師の地域偏在が拡大している。

また、熊本県の地域医療における将来推計として、2036 年に向けて、県全体では人口は減少傾向にあるものの、医療需要は増加傾向にあり、厚生労働省の計算によると、将来時点において、複数の圏域で医師が不足する可能性がある。（資料 2）。

これまで、熊本大学では、熊本県と連携し、地域や診療科の医師確保の観点から、平成 19 年度の「緊急医師確保対策」に基づく 5 名の増員及び「経済財政改革の基本方針 2008」に伴う 5 名の増員によって、平成 21 年度から入学定員を 10 名増員した。

さらに平成 22 年度からは「経済財政改革の基本方針 2009」により、熊本県医師修学資金（地域枠）の給付を条件とした推薦入試（地域枠）を新設し、5 名増とした。

今回、熊本県から、上記のような状況を踏まえ、本学に対して地域医療に従事する医療人育成及びその増員の延長について要望があったため、平成 31 年度までに認可を受けた臨時的な定員数 10 名から 2 年間を通じて地域枠の学生を確保できていない定員数 4 名を減じた数 6 名を上限として増員申請数を熊本県と協議し、5 名分の増員を再度申請することとした。

3. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更

（1）入学者選抜

熊本大学医学部医学科の平成 31 年度入学者選抜試験は、一般選抜（前期日程 95 名）及び特別選抜（推薦入学（一般枠 15 名、地域枠 5 名））によって実施しており、地域枠 5 名については、熊本県による医師修学資金給付制度により、奨学金を貸与している。

これまで、入学者に対する県内高等学校出身者の占める割合は概ね 30～40%で推移している（資料 3）。

令和 2 年度から、県内各地の中核医療機関で医師不足及び特定の診療科の医師確保への対策として、医学科定員を 5 名増員延長し、地域医療を担う医師の養成等を図ることとした（資料 4、5）。

なお、受験者の確保を目的として、ホームページ、熊本大学広報誌、オープンキャンパス、県内高等学校長との懇談会、県内高等学校進路指導連絡協議会との懇談会、九州地区国立大学・高等学校連絡協議会及び各種進学説明会等のあらゆる機会を通じて広報活動を行う。

（2）教育課程

1) 現行の取組を更に強化するもの（資料 6）

- ① 授業において、地域医療の概要と実態を講義する。この過程で、医学教育モデル・コア・カリキュラムに求められている項目に関して学ばせる。具体的には、地域医療のあり方と熊本県の現状と課題について講義し、医師として地域医療に貢献するためにはいかなる能力を身に付けるべきか、ということを理解させるため、以下の項目を講義する。

（A）4 年生「公衆衛生学」講義

年間 47 コマ（1 コマ 90 分授業）実施しているが、その中で地域医療に関する講義を充実させ、地域医療に求められる医師としての役割と機能及び体制などの地域医療のあり方を学ばせる。さらに地域における保健（母子保健、老人保健、精神保健、学校保健）・医療・福祉・介護の分野間の連携及び多職種間の連携の必要性を講義し、現状と課題さらにあるべき姿を考察できるよう学生に学ばせる。また、地域保健医療計画、衛生行政、地域保健における保健所の活動について学ばせる。

（具体的な講義項目）

ア 社会保障・社会福祉の理念： 自由権から生存権

社会保障の目的・理念： 責任の所在の変遷

イ 地域における福祉施設の体系と機能： ①在宅と施設、②老人関係施設の種類→養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人保健施設

ウ 介護保険法制定後の老人福祉・医療施設の現状

エ 地域における健康福祉システム(地域リハビリテーション)

オ 地域保健・保健所の機能

カ 医療法、医療保険制度

(B) 4年生「医療と社会」講義

年間17コマ(1コマ90分授業)実施している「医療と社会」の一部を地域医療の講義にあて、地域医療に求められる医師としての役割と機能及び体制などの地域医療のあり方を学ばせる。また、熊本県における医師の偏在(地域及び診療科)の現状とその理由を学ばせる。さらに地域医療の基盤となるプライマリ・ケアの必要性を理解させる。

(具体的な講義項目)

キ 地域医療の実際

ク 患者中心の医療

- ② 実習において、熊本県内の地域医療とそれを取り巻く状況を学修し、地域医療に従事する医師としてどのような実践能力を身につけるべきかを学ばせるため、以下の項目についての実習を行う。

(A) 1年生「早期臨床体験実習Ⅰ」

「早期臨床体験実習Ⅰ」は1年次に20コマ(1コマ90分授業：終日5日間)を実施しており、その中で地域医療機関や介護老人保健施設の体験実習を行っているが、今後は体制が整えば、保健所についても実施する。もって地域保健医療計画、衛生行政、保健所活動について、熊本県の地域保健について学ばせる。

(B) 3年生「早期臨床体験実習Ⅲ」

「早期臨床体験実習Ⅲ」は3年次に22コマ(1コマ90分授業：終日5日間＋半日)を実施しており、その中で地域医療機関(地域開業診療所等)の現状を自らの目で知ることが目的とした見学型実習を行っている。もって熊本県の地域医療について学ばせる。

(C) 4～5年生「臨床実習」

地域医療に貢献するためにはプライマリ・ケアの能力が必要である。そのため、4～5年次の「臨床実習」の際に、救急車同乗実習を行い、熊本市消防署が行っている救急業務の実態を見学し、救急現場での初期対応を学び、併せて熊本市における救急患者受入れ状況を知ることを通し地域救急医療の現状を学ばせる。さらに体制が整えば、災害救急医療におけるトリアージを学ばせる。また、地域医療機関に学生を派遣して、地域のプライマリ・ケアの体験を充実させる。もって地域医療の基礎となるプライマリ・ケアの必要性を理解させ、医師としてどのような実践能力を身に付けるべきかを学ばせる。

(D) 5～6年生「特別臨床実習」

地域医療機関の中から、2015年に、熊本県北部の地域医療機関の中核である公立玉名中央病院からの寄附を受け、地域医療の実践教育を行う施設として、玉名教育拠点が開設され、寄附講座教員が常駐して、地域医療を志す医師、研修医及び医学生に対し、実践教育の場を提供している。さらに2019年からは、熊本県天草地区の地域医療機関の中核である天草地域医療センターからの寄附を受け、天草教育拠点が開設され地域医療を志す医師、研修医及び医学生に対し、実践教育の場を提供している。これらの施設において、地域医療の実際を体験し、医師としてどのような態度・能力が求められているか学ばせる。

2) 今後の取組

① 地域医療の現状と課題の把握

平成 28 年 4 月に設置された「地域医療・総合診療実践学寄附講座」の教員を主体として、熊本県における地域医療の現状、地域医療に求められる医師像、地域医療における医療連携などを教授し、地域医療への関心を醸成する。熊本県地域医療構想についても理解を深めさせる。

② 熊本大学医学部と自治医科大学との交流会の拡大

平成 19 年度から実施している「熊本大学医学部と自治医科大学との交流会」を拡大し、地域医療の必要性等学ばせるコースワークを策定し、自治医科大学学生とともに熊本大学医学部学生を参加させる。この際、熊本県健康福祉部や自治医科大学出身の医師などの協力を仰ぎ、熊本県の地域医療の現状と特徴、解決すべき課題等について理解を深めさせる。

③ 地域の保健師活動の現状と課題の把握

地域保健における保健所の活動の実際を学ぶことに加え、保健所がカバーできない部分を補っている市町村の保健師活動についても学ぶため、保健師を非常勤講師として招聘し、地域の保健師活動の現状と課題について学ばせる。

④ 地域中核病院等での実習体験

地域枠入学者を含む熊本県医師修学資金受給者ならびに希望者を対象として、夏休みに、地域中核病院或いは僻地の一人医師診療所における実習を体験させる。これにより、学生を地域及び僻地医療に積極的に参加・貢献させるとともに、地域における、救急医療、災害医療、在宅ターミナルケアの体制を実地見聞させ、その実際を理解させる。さらに、離島や山間部における僻地医療の実際を体験して、地域医療の現状と課題について学ばせる。

⑤ 熊本大学大学院生命科学研究部附属臨床医学教育研究センターと寄附講座の連携

地域医療を含む医学教育全般を統括する組織として「臨床医学教育研究センター」を平成 22 年度に設置し、「地域医療・総合診療実践学寄附講座」との連携を図りながら、地域医療教育を充実させる。

4. その他

(1) 地域の医療機関との連携の推進

1) 現行の取組

① 地域医療連携センターの設置

地域医療連携を推進するため、平成 12 年度に地域医療連携センターを設置した。同センターでは、患者の目線で適切な診療支援体制を考えており、医療をはじめ、社会福祉制度、介護サービスなどの情報提供や、在宅療養支援、介護保険などの相談支援等の活動を行っている。

② モービル CCU（冠動脈疾患集中治療救急車）の導入、ヘリポートの設置等

平成 19 年 12 月にモービル CCU を導入し、患者搬送の利便を図った。また、平成 18 年 6 月の新中央診療棟竣工に伴い、同棟屋上に設置したヘリポートの運用を開始した。これにより、熊本県が所有する防災ヘリコプターでの患者搬送が飛躍的に伸びており、現在、月 4～5 回程度のヘリポート利用があり、特に県境の救急患者の受入れを行えるようにし、僻地医療の改善に大きく寄与することが可能となった。

③ 都道府県がん診療連携拠点病院

熊本大学病院は、平成 18 年 8 月 24 日付けで都道府県がん診療連携拠点病院に指定された。

現在、熊本大学病院に、熊本県がん診療連携協議会を、当協議会の下部組織として、がん診断部会、化学療法部会、放射線療法部会、緩和ケア部会、相談支援・情報連携部会、がん登録部会の 6 部会を設置し、熊本県における「がん医療の均てん化」に向けた各種の取組を推進している。

④ NICU（新生児集中治療室）等の整備

平成 21 年度に「周産期医療環境整備事業（NICU 等設置）」に選定されたのを受け、周産期医療分野の環境整備を図り、ハイリスクが予測される母体又は胎児受入れを可能とする機能強化に取り組んでいる。

具体的には、新生児医療部門に新生児集中治療室（NICU）12 床、回復保育室（GCU）12 床を、更に周産期医療部門に母体・胎児集中治療室（MFICU）6 床を整備し、平成 23 年 4 月に熊本県内で 2 番目の総合周産期母子医療センター施設認定を受けた。

⑤ 大学直営の学内保育所の設置

女性医師等にとって働きやすい環境を整備し、その定着を図るため、昭和 45 年 4 月に熊本大学病院敷地内に設置し老朽化していた保育所を、男女共同参画推進事業の一環として、医学部地区に園舎を新設した。熊本大学直営として平成 21 年 4 月 1 日に開園し、園児の受入れを行っている。

⑥ 学生実習受入施設への説明会の開催

早期臨床体験実習Ⅰ，ⅢⅢ等の学外実習において、学生の受入れがある地域の医療施設に対して説明会を開催している。実習の趣旨や実施方法を説明するとともに、施設間で、これまでの受入れ経験に基づく教育・指導方法について情報交換する場を提供している。

2) 今後の取組

① 臨床研修のための地域医療機関の指導医等への教育 FD（実習目的・指導方法等）を実施して、医学部と連携した地域医療教育の向上を図る。

② 総合臨床研修センターでのスキルスラボの充実を図る。具体的には、地域医療を担う医学部生や卒後臨床研修医の医療技術の修得・向上を目的とした、基本的救命処置シミュレーター、心音シミュレーター、肺音シミュレーター等の各種臨床実地トレーニングシステムを整備する。

(2) その他の地域医療貢献策

1) 医学部及び熊本大学病院等でのこれまでの取組

① 地域医療機関との連携

地域医療に関する卒前の継続的な教育、総合診療（専門）医の育成や地域の医療機関における診療支援に関連する研究を行うことを目的として、「地域医療・総合診療実践学寄附講座」が平成28年4月に設置された。特任教員5名が配置され、「地域医療」と「総合診療科」の2つのプログラムを提供しており、「地域医療」では、学生が県内の協力病院へ赴き、泊まり込みでの実習を行い、「総合診療科」では、大学病院内の総合診療科で実習を行っている。

② 熊本県地域医療対策協議会への参画

病院長が委員として参画し、地域医療等の行政に専門的な立場から意見を述べている。

③ 総合臨床研修センターの設置

熊本大学病院は、医師の卒前・卒後教育の充実を図るとともに、コ・メディカル部門の教育・研修支援及び地域の医療従事者に対するリカレント教育を実施するため、平成15年度に総合臨床研修センターを設置した。

新研修医制度の施行により、現在、卒後臨床研修管理委員会が管理する研修プログラムに基づき、同センターに研修医を受け入れるとともに、研修医セミナーや研修医指導者研修等を実施し、医師の初期教育における総合的支援を行っている。

また、平成18年度に同センター施設が新中央診療棟7階に完成したことによって、各診療科等が実施する地域の医療従事者を含めた研修会の活動スペースが確保された。

なお、同センターでは、地域の医療従事者を対象としたICLS（心肺蘇生法）の講習会

を毎年5回程度開催している。

2) 医学部及び熊本大学病院等での今後の取組

① 今後のがん医療の均てん化に向けた取組

熊本県は、がん対策基本法（平成19年4月施行）に基づき、平成30年度から平成35年度までを計画期間とする「第3次熊本県がん対策推進計画」を策定した。

熊本大学病院においては、熊本県と連携しながら、当該計画に基づいた各種活動を展開している。

② 臨床シミュレーションシステムを活用した医療人教育の促進

総合臨床研修センターにおいては、平成19年度に臨床シミュレーションシステムを導入した。

現在、当該システムを活用した研修プログラムを作成するため、臨床シミュレーションシステムワーキンググループを組織して検討を行っており、現段階で8つの医療分野（心肺蘇生法関係、身体診察関係、穿刺手技関係、内視鏡手技関係、産婦人科関係、外科手技関係、麻酔手技関係、看護教育関係）で27種類の教育プログラム案を作成するとともに、同施設利用に当たって、関係規則の整備を進めている。

今後は、院内の医療教育に活用し、更に充実を図った上で、地域の医療関係者に対しても、心肺蘇生法など今日の医療従事者全員が必要とする基礎的臨床能力や医療の職種ごとに必要とされる能力の向上、さらには内視鏡・外科・麻酔といった専門的な臨床能力の修得まで、幅広い分野においてシミュレーション教育を提供できる体制を整備し、地域における医療教育の中心的な役割を担うことを目指している。

③ 救急医療体制の構築

救急医療は「医の原点」といわれ、社会のセーフティネットの一つとして地域住民の安心・安全の確保のために不可欠な医療である。熊本県唯一の大学病院である熊本大学病院は二次および三次救急医療機関の指定を受け、軽症から重症（救命救急医療）まで、多種多様な救急患者を受け入れている。救急外来では、救急専門医数名を含むスタッフ医師を中心に、必要に応じて専門診療科の協力を得ながら初期診療を行い、重症患者は集中治療部（ICU）や高度治療室（HCU）に入室して高度な入院治療を行っている。

熊本大学病院の救急部門の体制整備により、医学科の臨床実習や卒後臨床研修における救急医学教育の場を提供している。